

返戻金制度について

ISA INTERNATIONAL株式会社
有料職業紹介許可番号 11-ユ-301014

当社は以下の通り、返戻金制度を以下の通り設定しております。

記

求職者が業務開始後、明らかに当該求職者の責による解雇もしくは契約解除又は当該求職者が自己都合によって退職又は契約解除した場合、当社は受領した報酬の一部を以下の割合で求人者へ返還するものとする。

業務開始開始日から起算して1ヶ月未満	報酬の80%相当額
業務開始開始日から起算して1ヶ月以上3ヶ月未満	報酬の50%相当額
業務開始開始日から起算して1ヶ月以上6か月未満	報酬の10%相当額

当社の定める事由以外の事由に基づき、求職者が退職、解雇又は契約解除されるに至った場合には上記の報酬返還は適用されない。